

『集古十種』にみる松平定信の古物認識

——「兵器篇」を中心として——

岩橋 清美

はじめに

本稿は松平定信が編纂した『集古十種』の分析を通して彼の古物認識について考察するものである。『集古十種』は全八五巻からなり、鐘名・碑銘・兵器・楽器・書画・印章・扁額・肖像・銅器・文房という十種の項目から構成されている。編纂にあたっては谷文晁をはじめ、白河藩ゆかりの絵師である僧白雲や巨野泉祐らが古物の書写を行い、調査は柴野栗山・岡田寒泉・屋代弘賢が担当した。編纂作業は白河藩儒者広瀬典を中心に進められ、寛政十二年（一八〇〇）の『集古十種稿』の刊行をもって一応の完成を見るも、その後も追加調査が継続された。

一八五九点の古物が収録された文化財図録である『集古十種』の編纂は確かに博物大名とも言われる定信の個性によるところが大きい^①が、物を収集しそれを書物として出版するという行為は十九世紀以降多く見られるようになる^②。それは、歴史意識の高まりにより文人が地誌や歴史書を編纂したり史跡碑を建立する動向とも相即するものである^③。ここでは十九世紀前後の社会において、文字ではなくて古物を収集しそれを意図的に配置して一つの歴史観を表現することに注目する。

『集古十種』の編纂者である松平定信については寛政改革を主導した老中であることから政治史・外交史・経済史・都市史・農村史等において多角的に研究され、その成果は枚挙に暇がない^④。彼の文人としての側面は主と

して博物館学や文学の分野で研究されてきた。前者については、福島県立博物館で開催された企画展『あるく・うつす・あつめる 松平定信の古文化財調査 集古十種』や桑名市・白河市合同特別企画展「大定信展」などがある⁴⁾。この展示を通して佐藤洋一氏が寛政十二年に『集古十種稿』がつくられてから増補改訂版として『集古十種』八五冊が刊行されるまでの過程を版本類の比較から明らかにし、さらには明治三二年（一八九九）に江戸期の版本を使って青木嵩山堂から刊行されるまでの過程を跡づけた⁵⁾。このほかに氏は『集古十種』中の「印章」類についても分析を行っている⁶⁾。

本稿が扱う「兵器篇」については、川見典久氏が『武器図説』等の比較から、十八世紀半ばに伊勢貞春周辺で収集された資料を基盤に編纂されており、彼らの情報や模写図の不足分・疑問点について実物調査を行ったと述べている⁷⁾。また、この点に関連して、『集古十種』の調査が、家臣の派遣だけではなく、取り寄せや定信自身の政務に託けて行われたことも指摘されている⁸⁾。このような博物館学からのアプローチは、『集古十種』の書誌学的分析を進め、編纂過程を明確化し、古物に関する情報収集

の手法を明らかにした点で評価できる。しかしながら、定信が多くの古物の中からなぜ、その古物を選んだのかという基準やその選択に込められた意識、そして、書物としてまとめたことの意義については論じられていない。『集古十種』が十九世紀前後の古物めぐる「知」の一つの到達点と考えるならば、こうした視点にもとづく研究は必要である。

一方、文学の分野では二〇〇六年に『文学』の誌上で「松平定信の文学圏」という特集が組まれ、定信の和歌を中心に彼の風流を支えた人的関係について論及した。そのなかで藤田貞一氏は定信の文雅について、彼は文雅を君臣共楽の場と位置づけ、大名の分を逸脱しない範囲で風雅を楽しむという一定の配慮の必要性を意識していたと述べている。この指摘は、定信の古物意識・歴史意識を考える上でも重要である⁹⁾。

『集古十種』が編纂された十八世紀末から十九世紀初頭は、事物の起源と来歴を追求した「考証家」が出現した時期であり、儒学・国学・仏教・神道など多様な学問的背景を持つ人々が歴史・地理・民俗・文学等の幅広い分野を横断的にかつ好事家的な性格もあわせ持ちながら

活動した時期である。表智之氏は当該期の考証家の活動を「モノ」を歴史というパースペクティブの中に位置づける行為であるとし、「歴史の受肉化」と述べている。⁽¹⁰⁾

本稿では、こうした研究成果を踏まえ、『集古十種』に収録された古物を通して松平定信の古物認識・歴史意識について検討するものである。具体的な分析対象とするのは兵器篇である。同篇は他の項目に比して格段に分量が多く、この点に定信の興味・関心の高さが示されていると考えられる。

一 『集古十種』兵器篇の構成の特質

ここでは、まず、『集古十種』の編纂過程を概観し、兵器篇の特質について述べ、後段の前提としたい。

(1) 編纂過程

『集古十種』は松平定信の編纂になるもので、寛政十二年（一八〇〇）正月に白河藩儒者広瀬典の序文が添えられ、『集古十種稿』として世に出た。その後、追加調査

や増補・改訂が加えられ、定信が桑名藩に移った後、文政六年（一八二三）以降に『集古十種』として刊行された。その後、明治三二年（一八九九）に至り、元桑名藩士江間政發が、桑名松平家の藩祖と定信（守国公）を祀る鎮國守国神社に残されていた版木一四五一枚を用いて青木嵩山堂から出版した。寛政十二年版は五二冊から成り、彦根藩主井伊家の蔵書に伝来し、現在、彦根城博物館に所蔵されている。明治三二年（一八九九）に出版されたものは八八冊から成り、福島県立博物館等で所蔵されている。⁽¹¹⁾

全体の構成は井伊家本と青木嵩山堂本では若干異なり、前者は鐘銘・兵器（旌旗）・楽器・文房・銅器古鏡・兵器（馬具・弓矢・刀剣）・碑銘・扁額・印章・小倉山の色紙、後者は碑銘・鐘銘・兵器（甲冑・旌旗・弓矢・刀剣・馬具）・銅器・楽器・文房・印章・古画肖像・七祖賛弘法大師真蹟・定家卿真蹟小倉色紙・牧溪玉潤八景・名物古画となっている。

『集古十種』編纂のための調査過程は関係者の随筆・調査記録から部分的に知ることができる。⁽¹²⁾ これらの史料には①「寺社宝物展覧目録」・②「道のさち」・③「過眼

録」・④「大和巡画日記」・⑤「文晁好古紀行」がある。

①・②から、寛政四年（一七九二）十一月から十二月にかけて柴野栗山・住吉廣行・屋代弘賢が山城・大和地域を寺社を中心に調査を行ったことがわかる。寛政八年（一七九六）には、谷文晁・喜多武清・広瀬典が西国の調査を実施した③・④。谷文晁は、詳細な時期は不明だが、寛政年間に鎌倉で調査を行っている⑤。文晁には、このほかに「東北地方写生図巻」・「婦登古路日記」がある。前者は寛政六年（一七九四）に定信の代理として藩士鶴飼貴重が塩竈明神を参拝したときの道中のスケッチといわれているが、塩竈明神は後述するように定信と親交があり、所蔵する古物が『集古十種』に掲載されていることから、同書編纂に関わる史料と位置づけられる。後者は文化四年（一八〇七）八月から九月に谷文晁が白河藩の絵師大野文泉とともに東北をまわり寺社の宝物を調査したときの史料であり、『集古十種稿』完成後の調査状況がわかる。

また、「退閑雜記」には、定信が古物を閲覧している様子や所蔵者との交流を伺わせる記述が見られる。これらも広い意味で『集古十種』編纂に関わる調査と言えよう。

このほか、後述する武州御嶽山の事例に示されるように、調査依頼の書状も編纂過程を位置づける重要な史料であるが、こうした史料の発掘は今後の課題でもある。

（2）兵器編の内容構成と凡例

『集古十種』兵器篇は甲冑十二巻、弓矢二巻、旌旗五巻、刀劍三巻、馬具三巻から構成され、収録数は甲冑四八件、弓矢六一件、旌旗五十件、刀劍一二四件、馬具六二件である。冒頭に凡例をおいているが、明確な基準を示すというよりは未確定部分が多いため、後の校訂に委ねるといった内容になっている。甲冑については、「分目」が職人によって異なり、有職故実家によるこじつけの説もあるため、取捨選択したとある。甲冑模本は善本が少ないために、全体を十分に統一できていないことを断っている。刀劍は「蛮製」に類似したものであっても、「本祠之宝器」であれば収録したとある。旌旗は原寸で収録することはできないため縮小し、題字は現物を尊重して模写したと述べている。古物の現状を写し取り、その製作年代に疑義が生じた場合でも敢えて訂正せず、そのま

ま掲載することを基本としたとある。

武具の配列については収集順とし、年代順に配置しなかったことを断っている。

(3) 収録基準と武具の特質

兵器篇に収録された武具の所蔵者は寺社を中心に大名・大名家の家臣・百姓・町人と幅広い。但し、馬具は他の武具に比して所蔵者不明のものが多く、地域的にみると摂津・河内・大和・山城が多いが、東北から九州まで広がっている。

兵器篇に収録された武具の特質については、既に川見典久氏の詳細な研究があるので、後段との関わりから簡潔に述べておきたい。⁽³⁾

まずは、選択の基準であるが、これについては新井白石『本朝軍器考』・伊勢貞春『武器図説』との共通性が重要になる。例えば、甲冑の場合、全四八点中、『本朝軍器考』に掲載されているものが六点、『武器図説』に掲載されているものは二十点、両者に掲載されているものは五点である。この五点とは、鞍馬寺所蔵の源義経の甲冑、

南都春日本談屋所蔵の源義経の甲冑他一点、吉野山吉水院所蔵の腹巻と喉輪で、武器考証の世界では名品であった。また、『武器図説』に掲載されている甲冑の図は『集古十種』のそれとは異なるものがあり、現地で確認していたことがわかる。

『集古十種』兵器篇と享保期の徳川吉宗の武具上覧との共通性は見られるのであろうか。吉宗が上覧した武具のうち武家所蔵品については岡崎寛徳氏の分析があるが、これによると『集古十種』と重なるものは那須家の鎧のみである。⁽⁴⁾ 吉宗は徳川將軍家代々の鎧、紅葉山に所蔵されている家康・秀忠・家光の甲冑を中心に各大名家所蔵のものを上覧している。これに対し、定信は臣下の礼として、徳川家の所蔵品は対象にしていない。

後段との関係から兵器篇の特質を三点指摘しておく。先ず第一に詳細な部分図が多く、書物でありながら読者が様々な角度から武具を捉えられることがあげられる。

第二に、数は少ないが、百姓・町人・商人が所蔵する武具を掲載している点がある。これは吉宗の武具上覧時にも見られるので、継承したとも考えられるが、『本朝軍器考』や『武器図説』に収録されていない、庶民の武具

を取りあげる意義は考えるべきであろう。

第三に、特定の歴史上の人物に纏わる武具が多いことがある。具体的には源義家・源頼朝・源義経・楠正成である。以下では、この三点について考えてみたい。

二 定信の古物認識

ここでは、先に指摘した兵器篇の特徴を踏まえ、定信の古物認識について考えてみたい。

(1) 定信の武具観——モノを収集する意義——

定信の古物趣味は「退閑雜記」の「我輩古きものをうつし、古き書画みる事をこのみはべるは何のことはりある事にもあらず、いはゞ益もなく損もなき事なり」という記述に見ることができる⁽¹⁵⁾。また、『字下人言』にも「子は古き文書又は書画・古画・古額などをうつしをくを楽しむ、此事多き旅行なりけれど、道すがらの寺院など之什物とりよせ夜などもうつしとめて行ぬ、京にも十日ほど居たりしが、参内など之いとまには名地など巡見して古物もとめてうつしかへりし也、惣て万機の御政に預り

侍れば、いと事多きことなれど、かうやうの有余あるがゆへに病をも生ぜずと人々いふ」とあり⁽¹⁶⁾。定信が御所の造営の職務の合間に古物収集を行っていた様子が窺われるとともに、職務と古物観賞が表裏の関係であったことがわかる。

ここでは、まず、定信が武具の収集することで何を明らかにしようとしていたのかについて考えてみたい。彼は古製の甲冑について以下のように述べている。

【史料1】⁽¹⁷⁾

甲冑、古製をいかにして改めて今のごとく不便利のものとはなしけらし、わいだてもなければ、胴の小も人々異なり、いまなど腹巻なんども多くは見へず、いかにしてかくはあらためかはりたるや、いといぶかしき事也、袖をつくるやうもしらで、つるにしようしの板穴あけたり、昔は袖の緒をくみへつけ、袖のうらにつきたる革緒をうしろのくみへつけ、末の袖の緒をばあげまきのむすび目より下に左右ともつけたるなり、されば袖うしろにあるすがたにて便利もよけれ、尤もこのつけかたは後三年の絵にも悉くしるしある也

定信は古製の甲冑に比して、今の甲冑の造りが「不便利」なものであるとし、古い鎧に一般的な「腹巻」と呼ばれる後ろでとめる鎧は今や見ることはないと言述べている。続けて「後三年合戦絵巻」をもとに、古製の甲冑の袖部分の紐の結び方とその利便性も説明している。このほか、定信は鎧の「卯花おどし」の名称の由来についても考察している。「卯花おどし」とは、古来より「卯の花のかさねの如くもえぎ白など下を濃くしておどしたる」といい、白のグラデーションを示すが、定信はこれを「白おどし」とは言わない理由にこだわり、古くから白を「卯花」と称するため、「卯花おどし」と述べている⁹⁸⁾。

このような事例から、定信は甲冑の細部の造りに関心を持ち、細部の変容の過程を明らかにするために部分図を重視したと考えられる。そして、武州御嶽神社や厳島神社所蔵の平安期の大鎧については名品というだけではなく、古制をとどめるものとして注目していたのである。

『集古十種』の構成の特色はモノを分類し、同種のものを集積して読者に見せる点にある。モノに関する文字情報は、所蔵者と補修・破損状況にとどめ、全体図と部分図によってモノそのものを立体的に表現した点にあ

る。例えば、武蔵国多摩郡御嶽村御嶽神社所蔵の「赤糸威鎧」については、鎧全図・冑全図のほか、冑勾配図、眉底図、眉底反恰好図、吹返金物、吹返し左図、吹返し右図、袖全図、小口ノ図、袖表図、袖裏図、鳩尾板図、梅檀板表図、胴板図、脇楯全図、脇楯表図、脇楯裏図、蝙蝠付之図といった各部の詳細図を並べることで甲冑の構造を示している。そして、読者は他の甲冑図と比較することで、その特徴を視覚的に捉えることができる。

御嶽神社の「赤糸威鎧」は、数少ない平安時代の大鎧で畠山重忠が奉納したという由緒を持つ同社の神宝で、享保十二年（一七二七）と同十九年（一七三四）に八代將軍徳川吉宗の上覧をうけ、幕府の費用によって修復が施され保存用の箱が寄附された⁹⁹⁾。こうした経緯から享和元年（一八〇一）に定信の家来小河内弥吉が本鎧を調査し、『集古十種』掲載されるにいたった¹⁰⁰⁾。この経緯からみると、『赤糸威鎧』は、享保期には武家の棟梁に相応しい重厚な鎧として畠山重忠の由緒とともに、その希少性が認識されていたと考えられる。しかし、『集古十種』では興福寺・春日大社・鞍馬寺・厳島神社所蔵の甲冑と並列することによって、モノとしての客観的な比較を可能

にした。その背景には、由緒がモノに現れるという十八世紀的な見方から、モノ自体の価値を認識するという見方への変化があったと言える。

こうした十九世紀の古物をめぐる認識の変化のなかで、甲冑の細部の変化に注目することで、定信は何を明らかにしようとしたのであろうか。これを考える上で『花月草紙』に興味深い記述がある。

【史料2】⁽²¹⁾

まづ古のいくさは、ひとりびとりに道をみがき名をおしめ、ほまれを後につたへんことのみおもへば、みおやのことよりいひいでて、みづからの名をよばはりて出れば、かたきのかたよりも、おとらじとおなじくなのり出あふなり、(中略)いのちすすつる道に二つはなしと思ひきはめて、おのれ打ものすててくみあうなり、くみしかれてくびとらるゝまでも、しづまりかへりてみることなり、かたきよりくまんとてうちものすてたるところをきらば、たやすききり得べけれども、名けがれて武夫のうちにたちがたく、ことに必らずつみせらるべし、(中略)かゝればこそ、代々ゆづり伝てしよろひをもき、いささかも後に名

を残さんと心ことにひきつくるひ、これをさいごのいくさとおもへば、身におはぬひたゝれまでこひ得てしと思ふ心のみなれば、よろひも今のごとくことそげたることはなかるへし

これは、今の鎧と昔の鎧の違いを問答形式で記した部分である。鎧の違いを合戦のあり方から説き始め、一騎打ち戦法を旨とする古の武士の世界では、先祖伝来の鎧を着用して、後世に名を残すべく戦っていたため、今のような簡略化した鎧を身につけることはなかったと述べている。定信によれば、一騎打ち戦法も廃れ、敵將の馬を射たり、背後から襲いかかるといった「あざむきたぶらかす」戦法が蔓延するようになると、鎧のつくりも変化し、南北朝期には古制にならった鎧は見られなくなつたという。つまり、甲冑の情報を収集し、それを一同に並べて、古制に則った甲冑を示すことは、定信が理想とする武士像を提示することでもあったのである。

(2) 古物をめぐる定信と民衆の関係

『集古十種』の特色に、数量的には少ないが、百姓・

町人・商人の家に伝えられた古物が武家・社寺所蔵の古物と並べられている点がある。甲冑では、大坂商家大森三郎兵衛家に所蔵されている大森盛長の甲冑がそれにあたる。⁽²²⁾『集古十種』では、同家の甲冑の冑全図・喉輪図・箆手表図・箆手裏図・箆手緒類図・胴全図・胸板図・弓手胸板図・胴後図・背板表図・背板図・背板裏図・佩楯全図を掲載し細部まで明らかにしている。このほかに、所蔵者名は不明であるが、大坂の商家が所蔵する楠正成の短刀⁽²³⁾や摂津国八部郡百姓鷲尾次郎兵衛家に伝来した源義経の鐔⁽²⁴⁾、摂津国丹生山田百姓理左衛門家所蔵の太刀⁽²⁵⁾がある。百姓・商人・町人所蔵の武具類には源義経・楠正成といった歴史上の人物にまつわる由緒を持つものが多い。『集古十種』ではこれらを分類して、武家・社寺所蔵の武具と並べて提示し、真偽は読者に委ねている。しかし、少数ではあっても、庶民層が所蔵する古物を集積していることには何らかの意味があるのではないだろうか。「退閑雜記」に陸奥国の塩竈明神の古弓が『集古十種』に掲載されるに至った経緯が記されている。

【史料3】

(26)

みちのくの塩竈の明神の社家に、藤塚式部といふも

のは和漢の書などもよくみわたして風儀をこのむ人なり、かの燕沢の碑の解などしたるもこの人なり、氷上三社明神の額かいてよと望みしかば、かいてやり侍りぬ、ことによりこびてかくなんきこゑける。木に入しものゝ中にも造ろはで直きを神もみづぐきのあと

この氷上といふは、延喜式などにもある古きやしろなりしが、いまはたへはてぬほどに成けるを、このたび造営してその事などをつらねて碑をたてたり

藤塚式部（一七三七〜一七九九）とは陸奥国宮城郡塩竈明神の社家で、林子平等と交流があつたことで知られる人物である。著書に『燕沢古碑考』があり、【史料3】の「かの燕沢の碑の解などもしたる」とはこの書物のことを指す。燕沢碑とは燕沢街道沿いの安養寺にあつた古碑のことで、これをめぐっては諸説があるが、藤塚は、無学祖元が弘安の役において死亡した元軍の戦死者を弔うために建立したと唱えていた。

【史料3】によれば、定信は、あるとき、藤塚から「氷上三社明神」の扁額の揮毛を依頼された。この「氷上三明神」は延喜式に掲載されている古社であつたが、当時

はその存在も忘れ去られるほど廃れていた。藤塚はこれを再興して碑文を建立しようとしていたのだった。定信は藤塚を「和漢の書などもよくみわたして風流を好む人なり」と評している⁽²⁷⁾。定信と藤塚の交流はその後も続き、定信は家臣を毎年、同社に遣わしており、自身も白河に帰藩すると参詣していた⁽²⁸⁾。こうした交流があったためか塩竈明神所蔵の古弓は『集古十種』に掲載された⁽²⁹⁾。『集古十種』には定信の文化を通じた地域社会との交流が反映されているのである。

定信と地域のつながりの示すものに「玉川碑」がある。常陸国土浦藩の浪人で、多摩郡猪方村の手習い師匠であった平井董威は、古歌に詠まれる多摩川に歌碑がないことを嘆き、建立を計画し、定信に揮毛を依頼した⁽³⁰⁾。このほか、地方の文人や職人に対する支援としては、西洋画家亜欧堂田善や鉄砲鍛冶職人国友一貫斉との交流などがあげられる⁽³¹⁾。

定信が浴恩園を君臣共楽の場として開放したことはよく知られるところであるが、『集古十種』の編纂もこれと同様の意味があったのではないだろうか。神宝あるいは家宝として秘匿されてきた武具を、定信は『集古十種』

の編纂を目的に蔵から出し調査の対象とした。古物そのものを多くの人々に見せることは難しいが、書物にまとめて情報を共有することで、君臣共楽を実現することは十九世紀初頭の時代の要請でもあったという指摘がある⁽³²⁾。

『集古十種』を実際に見ることができるのは、非常に限られた層ではあるが、そこに、寺社・武家・百姓・町人・商人という様々な社会階層が所持する古物を一堂に並べていることがそが君臣共楽を表現しているとも考えられる。定信は自らの庭園「六園」に収蔵庫を建て、そこに収集した古物を所蔵していたといわれるが、十九世紀初頭においては、古物は収集されるだけではなく、何らかの形で広く人々に公開することが求められていたのである。

(3) 武具に纏わる由緒

最後に、『集古十種』に収録されている武具の特徴として武具にまつわる由緒に注目してみたい。先述のように、『集古十種』はモノ自体に価値を見いだした書物であり、由緒からモノを見るという十八世紀的なモノの捉え方と

表1 歴史上の人物に纏わる武具

人物名	分類	所蔵者	『本朝武器考』	『武器図説』	備考
源義家	甲冑	安芸国厳島神社	無	有	
	甲冑(喉輪)	出雲国日崎神社	無	無	(伝義家所蔵)
	弓矢(弓)	河内国壺井八幡宮	無	無	
	旌旗	井伊家(彦根藩)	無	無	
	旌旗	不明	無	無	模本
	刀剣((海老鞘巻短刀)	不明	無	有	(義家家臣所蔵)
源頼朝	弓矢	相模国鶴岡八幡宮	無	無	
	刀剣(太刀)	不明			
	刀剣(太刀)	相模国箱根権現社	無	無	
	馬具(鞍)	河内国萱田八幡社	無	無	
源義経	甲冑	山城国鞍馬寺	有	有	
	甲冑	南都春日本談議屋	有	有	
	甲冑(籠手)	大和国奈良興福寺	無	無	
	弓矢(鞍)	摂津国八都郡農家鷺尾次郎兵衛	無	無	
	弓矢(鎌)	摂津国八都郡農家鷺尾次郎兵衛	無	無	
	刀剣(太刀)	山城国鞍馬寺	無	有	
	馬具(鞍)	摂津国住吉社	無	有	
	馬具(鞍)	和泉国農家北村某家	無	無	
	甲冑	大和国信貴山本覚院	無	有	
	甲冑	松平家(白河藩)	無	無	
楠正成	甲冑	松平家(白河藩)	無	無	吉野山より出土
	甲冑(胴巻・喉輪)	河内国観心寺	無	有	
	弓矢(弓)	河内国南別井村農家松村家	無	無	
	旌旗	大和国信貴山本覚院	無	有	
	旌旗	武蔵国品川松蔵寺	無	無	
	旌旗	西村某家	無	無	
	旌旗	河内国壺井宮	無	無	
	旌旗	河内国葛井寺	無	無	
	旌旗	摂津国住吉郡吾彦山大聖寺中坊不動院	無	無	
	旌旗	不明	無	無	
	刀剣(短刀)	河内国天野山金剛寺	無	有	後醍醐天皇下賜
	刀剣(短刀)	大坂商家	無	無	
	刀剣(短刀)	高松家臣楠正助	無	無	
	刀剣(短刀)	不明	無	有	
	馬具(鞍)	河内国錦部郡観心寺中院	無	有	
	馬具(鞍)	大和国信貴山本覚院	無	有	

典拠：『集古十種』（桑名市立博物館）、註（7）川見論文

は異なる。しかしながら歴史上の著名な人物の所持品やそうした人物が奉納した武具が多く含まれており、関係する人物にも偏りが見られる。【表1】は『集古十種』に最も多く見られる上位四名、源義家・源頼朝・源義経・楠正成に纏わる古物をまとめたものである。内訳は源義家六点、源頼朝四点、源義経八点、楠正成十八点となっており、楠正成が突出して多い。所蔵先は山城・摂津・河内地域に集中しており、所蔵者には寺院が多いが百姓・町人も含まれる。

定信はなぜ、これらの人々に纏わる武具を多く収録したのであろうか。源義家・源頼朝・源義経・楠正成に対する定信の人物評を見つけ出すことはできなかったが、ここでは定信が隠居後、愛読していた頼山陽の『日本外史』に書かれた人物評をもとに考えてみたい。

『日本外史』は全二二巻から成り、平氏から徳川氏までを簡易な漢文で書いた歴史書である。「源氏」・「新田氏」・「足利氏」・「徳川氏」を「正記」とし、それに関わる他の武家は「前記」・「後記」として付け加えられている。『日本外史』は文政十年（一八二七）に完成し、林述斎に働きかけていたことが功を奏し、松平定信に献上された⁽³³⁾。

述斎の推薦があったとは言え、定信は、これを熱心に読んでいた。定信は山陽について「芸州大藩斯るもの捨置くへきハ恥なるへし、裕かな故、園に遊ぶやうに手当て才を養成しなば年とりて文才計か国の為ともなりぬべし」と賞し、褒美を遣わした⁽³⁴⁾。こうした記述から鑑みるに、『日本外史』の歴史観は定信のそれに近かったのではないかと推測される。そこで、『日本外史』においてこれらの人物がどのように記されているかを見てみよう。

a 源義家

まず、源義家を取りあげる。『日本外史』では藤原氏の腐敗政治を批判し、地方が顧みられることはなかったと述べている。当時、奥羽で力をもっていた阿倍貞任、清原家衡は中央の混乱に乗じて政治をほしいままにしていたため、源頼義・義家親子なくして、東国の安定はなかったとしている。しかしながら、後三年の役では私戦と見なされ朝廷からの恩賞が得られず、義家は私財を将士の恩賞に宛てた。山陽は「則是朝廷自舍其征伐刑賞之柄。而付之源氏。遂令東北豪傑。曰寧背天子。勿負源氏。当是之時。使義家一唾手起。則函嶺以東。非朝廷之有。不

必待頼朝也。而不敢失臣節。以終其身。乃所以貽慶子孫也」と記し⁽³⁵⁾、後三年の役において恩賞を出さなかった朝廷は、すでに義家に天下の大権を付与してしまつたに等しいが、義家は臣下の分を守つて生涯を全うし、そのことが頼朝の開幕につながつたと論じている。義家が、征伐・恩賞の大権を朝廷から委任された存在として論じられていることが注目される。

b 源頼朝

源頼朝の人物像については『日本外史』はどのように記しているだろうか。山陽は、ある時、公家の屋敷で聞いた話として以下の内容を記している⁽³⁶⁾。

【史料4】

吾嘗聞之搢紳之家。鎌倉之興。大江・三善之徒有竊抱民部省簿記而往者。亦可以見人心所向矣。夫王家自放失其權。而莫之或収。民安所倚哉。於是王族之任其器者。代而操之。以宰天下。亦不得已之勢也。源氏以清和之胄。世勤勞王事。以至於頼朝。經營艱苦。創建大業。以致天下小康。而不敢僭踰。恭順其跡。又再伝乃亡。天未艾源氏之福也。

これによれば、頼朝が幕府を開いたとき、朝廷内で不遇を託つていた大江広元や三善康信らが民部省の帳簿を持つて頼朝のもとに馳せ参じたという。山陽はこのことを朝廷側の政治の放棄と捉え、頼朝は器量のある者として朝廷に替わつて大政を治めるにいたつたとしている。そして、頼朝が為政者として幕府創業の偉業を成し遂げながらも、天皇に恭順であつたことを評価している。さらに、山陽は清和源氏の流れをくむ足利氏・新田氏は、將軍という資格のもと、天皇の代理として国家の大権を司つたと述べている。つまり、このことは「大政委任」という朝幕関係の枠組みとも相即し、定信の歴史観とも合致したと考えられる。

c 源義経

『日本外史』の「源氏正記」には義経の人物評はなく、義経が頼朝と次第に不和になり、衣川で自刃するまでの過程が記されているのみである。江戸時代において『義経記』は元和木活字本によつて流布がはじまり、寛永十年（一六三三）・十二年（一六三三）の流布本によつて広く受容されるようになった。寛文十年（一六七〇）に成

立した林春斉の『続本朝通鑑』には義経が衣川で死なずに蝦夷に渡ったという俗説が記されている。この蝦夷説は『読史余論』や『大日本史』にも見ることができる。また、錦絵にもなっていることから庶民層にも広く受容されていたであろう。近世後期のロシア船の脅威が蝦夷説を喧伝することになったという指摘もあるが、こうした視点との関係については今後の課題としたい。⁽³⁷⁾

d 楠正成

楠正成の由緒を持つ武具は一八点を数え、『集古十種』における歴史上の人物に関わる武具としては最も多い。内訳をみると、甲冑四点、弓矢一点、旗旗七点、刀剣四点、馬具二点となり、特に旗旗が多く、『武器図説』との共通性もほとんどない。注目されるのは白河藩松平家に所蔵されている甲冑二点で、いずれも『本朝軍器考』・『武器図説』には掲載されておらず、うち一点は吉野山からの出土品である。

では、『日本外史』ではどのように記されているだろうか。山陽は楠正成を新田義貞との対比から描き、正成が後醍醐天皇に忠義を尽くすも、結果として新田氏に使い

廻されて生涯を終えたことは家筋が及ばなかったためだと論じている⁽³⁸⁾。さらに、世の識者が建武の中興の諸将を描くとき家柄や名声に拘り、実情が考察されていないため、正成の忠誠が十分な評価を受けていないとも記している。源義家・頼朝と同様に「勤皇」という文脈で語られている。楠正成は十七世紀には理想的な明君として定着していたことが指摘されている⁽³⁹⁾。さらに、民衆相手の『太平記』講釈の爆発的な流行によって、民衆層にも「修身齊家」の指針として受容されていたことを考えれば、『集古十種』編纂にあたり積極的に正成の遺物を探索・採用したことも頷けよう。つまり、編纂にあたり十八世紀末の社会的な関心度を無視しえず、武家から民衆にいたるあらゆる階層のなかにある正成を一堂に集めることに意義があったのである。

おわりに

以上、雑駁ではあるが、『集古十種』の兵器篇を中心にその特徴とそこから見える定信の歴史意識について概観してきた。兵器篇は伊勢貞春『武器図説』を基準にしつ

つ調査範囲を広げてまとめられた。本稿ではその特徴として、①他篇に比して詳細な図が多数あること、②百姓や町人・商人の家に伝来する武具を収録していること、③源義家・源頼朝・源義経・楠正成に関わる武具が多いことを指摘し、この三点について若干の考察を加えた。

徳川吉宗が武具を上覧した十八世紀中頃は、名品としての価値とともに、武具に纏わる由緒が重視され、由緒を中心にモノが位置づけられる時代であった。十八世紀末に至り、考証学の浸透と相俟って、モノ自体の価値を明らかにしようとする時代性が由緒とモノを切り離した。同種のモノを網羅的に集め、モノの細部を拡大していくことで、モノとモノとの客観的な比較が可能になった。谷文晁や僧白雲の絵はこうした方向性に極めて合致する画法であったといえよう。

兵器篇に少数ではあるが、民衆が所蔵する武具が掲載されている。真偽や名品として価値を問うことなく、武家や寺社所蔵の武具と並列して掲載している。『集古十種』それ自体の出版は幅広い読者を想定したものではないが、あらゆる階層が所蔵する武具を一斉に公開することは君臣共衆の思想にも通じると考えられる。調査の過程で地

域民衆の史蹟保存を支援し、それを通じて知り合った民衆の古物を積極的に掲載しているのもその現れであろう。本稿では最後に、歴史上の人物に纏わる武具に注目し、その選択基準について考察を試みた。定信が熟読した頼山陽の『日本外史』をもとに、歴史上の人物の朝廷への忠誠が、定信が志向した「大政委任」と合致するものであることを指摘した。そして、限定的であつても出版し、神宝・寺宝として秘匿されてきたモノを公開したことは、十九世紀初頭のモノをめぐる社会状況の変化を反映していると言えるのである。

【注】

- (1) 摂津国兔原郡の酒造家吉田小諸による『聆涛閣集古帖』（国立歴史民俗博物館蔵）、保井田忠友「観古図説」、藤原貞幹「好古小録」などがある。
- (2) 羽賀祥二『史蹟碑——十九世紀日本の地域社会と歴史意識——』（名古屋大学出版会、一九八八年）、拙稿『近世日本の歴史意識と情報空間』（名著出版、二〇一〇年）
- (3) 伝記としては渋沢栄一『榮翁公伝』（第二刷）（岩波書店、一九八三年）、藤田覚「松平定信」（中央公論社、一九九

- 三年）、高澤憲治『松平定信』（吉川弘文館、二〇一二年）があり、芸術面から論じた人物史として磯崎康彦『松平定信の生涯と芸術』（ゆまに書房、二〇一〇年）がある。寛政の改革を中心に定信の政策を論じた研究成果は膨大であるため、ここでは主要なものとして、藤田覚『近世政治史と天皇』（吉川弘文館、一九九九年）、安藤優一郎『寛政改革の都市政策』（校倉書房、二〇〇〇年）、藤田覚『近世後期の政治史と対外関係』（東京大学出版会、二〇〇五年）、高澤憲治『松平定信政権と寛政改革』（清文堂、二〇〇八年）、竹内誠『寛政改革の研究』（吉川弘文館、二〇〇九年）をあげておく。
- (4) 『あるく・うつす・あつめる 松平定信の古文化財調査集古十種』（福島県立博物館、二〇〇〇年）、「大定信展―松平定信の軌跡―」（桑名市・白河市合同企画実行委員会、二〇一五年）。このほか定信の文化・芸術面を取りあげた展示として『定信と文晁』（福島県立博物館、一九九二年）、『定信と庭園』（白河市歴史民俗資料館、二〇〇一年）等がある。
- (5) 佐藤洋一①『『集古十種稿』及び『集古十種』の刊行過程について』（『神道古典研究所紀要』第八号、二〇〇二年）、同②『『集古十種稿』及び『集古十種』の刊行過程について』（『福島県立博物館紀要』第二三号、二〇〇九年）、同③『『集古十種』の国書刊行会本について』（『福島県立博物館紀要』第三二号、二〇一七年）、同④『『集古十種』青木嵩山堂本について』（『福島県立博物館紀要』第三二号、二〇一八年）。
- (6) 佐藤洋一『『集古十種』印章類の資料的性格について（日本古代印の基礎的研究）』（『国立歴史民俗博物館研究報告』第七九号、一九九九年）
- (7) 川見典久『『集古十種』兵器篇と十八世紀の古武具調査』（『古文化研究 黒川古文化研究所紀要』第一六号、二〇一七年）、同『『集古十種稿』の分析からみる『集古十種』完成までの過程』（『古文化研究 黒川古文化研究所紀要』第十七号、二〇一八年）。
- (8) 小林めぐみ『『集古十種』の編纂―その目的と情報収集』（『あるく・うつす・あつめる 松平定信の古文化財調査』福島県立博物館、一九九二年）。
- (9) 藤田貞一「知者の文雅―白河侯と花月老人―」（『文学』第七巻第一号、二〇〇六年）。
- (10) 表智之「歴史」の読み出し―〈歴史〉の受肉化―考証家の一九世紀」（『江戸の思想』第七号、一九九七年）。
- (11) 注(5)佐藤①論文。
- (12) 注(8)に同じ。
- (13) 注(7)に同じ。

- (14) 岡崎寛徳『近世武家社会の儀礼と交際』（校倉書房、二〇〇六年）三二八～三三〇頁。
- (15) 「退閑雜記」後編卷之三（『続日本随筆大成』六、吉川弘文館）二二三頁。
- (16) 松平定光校訂『宇下人言・修行録』（岩波書店、一九四二年）八〇頁。
- (17) 注(15)二四四頁。
- (18) 武蔵御嶽神社及び御師家古文書學術調査報告書（Ⅲ）『武州御嶽山文書』第二卷（法政大学・青梅市教育委員会、二〇〇五年）一五二頁。
- (19) 注(19)一五三頁。
- (20) 西尾実・松平定光校訂『花月草紙』（岩波書店、一九三九年）五七頁。
- (21) 『集古十種』甲冑卷十二（桑名市立博物館蔵。以下『集古十種』は同館蔵）。
- (22) 『集古十種』刀剣卷三。
- (23) 『集古十種』弓矢卷一。
- (24) 『集古十種』刀剣卷二。
- (25) 「退閑雜記」後編卷之二（『続日本随筆大成』六、吉川弘文館、一九八〇年）二〇六頁。
- (26) 「退閑雜記」卷之二（『続日本随筆大成』六、吉川弘文館、一九八〇年）六〇頁。
- (27) 「退閑雜記」後編卷之一（『続日本随筆大成』六、吉川弘文館、一九八〇年）一八六頁、市立長浜城歴史博物館編『江戸時代の科学技術―国友一貫斎から広がる世界―』（市立長浜城歴史博物館、二〇〇三年）二四頁。
- (28) タイモン・スクリーチ『定信お見通し―寛政視覚改革の地政学―』（青土社、二〇〇三年）七五頁、今橋理子『政治家と文人のはざまに―松平定信の大名文化―』（『あるく・うつす・あつめる 松平定信の古文化財調査集古十種』、福島県立博物館、二〇〇〇年）。
- (29) 濱野靖一郎『頼山陽の思想―日本における政治学の誕生―』（東京大学出版会、二〇一四年）二六頁。
- (30) 「花月日記」文政十年（天理大学附属天理図書館蔵）。
- (31) 『頼山陽全書』全集上（頼山陽先生遺蹟顕彰会、一九三一年）一二五頁。
- (32) 註(35)一二六頁。
- (33) 五味文彦著『源義経』（岩波書店、二〇〇四年）一九二頁、菊池勇夫『義経伝説の近世的展開』（サッポロ堂書店、二〇一六年）。
- (34) 註(38)二〇四頁。
- (35) 註(38)二〇四頁。
- (36) 註(38)二〇四頁。
- (37) 註(38)二〇四頁。
- (38) 註(38)二〇四頁。
- (39) 註(38)二〇四頁。
- (40) 註(38)二〇四頁。
- (41) 註(38)二〇四頁。
- (42) 註(38)二〇四頁。
- (43) 註(38)二〇四頁。
- (44) 註(38)二〇四頁。
- (45) 註(38)二〇四頁。
- (46) 註(38)二〇四頁。
- (47) 註(38)二〇四頁。
- (48) 註(38)二〇四頁。
- (49) 註(38)二〇四頁。
- (50) 註(38)二〇四頁。
- (51) 註(38)二〇四頁。
- (52) 註(38)二〇四頁。
- (53) 註(38)二〇四頁。
- (54) 註(38)二〇四頁。
- (55) 註(38)二〇四頁。
- (56) 註(38)二〇四頁。
- (57) 註(38)二〇四頁。
- (58) 註(38)二〇四頁。
- (59) 註(38)二〇四頁。
- (60) 註(38)二〇四頁。
- (61) 註(38)二〇四頁。
- (62) 註(38)二〇四頁。
- (63) 註(38)二〇四頁。
- (64) 註(38)二〇四頁。
- (65) 註(38)二〇四頁。
- (66) 註(38)二〇四頁。
- (67) 註(38)二〇四頁。
- (68) 註(38)二〇四頁。
- (69) 註(38)二〇四頁。
- (70) 註(38)二〇四頁。
- (71) 註(38)二〇四頁。
- (72) 註(38)二〇四頁。
- (73) 註(38)二〇四頁。
- (74) 註(38)二〇四頁。
- (75) 註(38)二〇四頁。
- (76) 註(38)二〇四頁。
- (77) 註(38)二〇四頁。
- (78) 註(38)二〇四頁。
- (79) 註(38)二〇四頁。
- (80) 註(38)二〇四頁。
- (81) 註(38)二〇四頁。
- (82) 註(38)二〇四頁。
- (83) 註(38)二〇四頁。
- (84) 註(38)二〇四頁。
- (85) 註(38)二〇四頁。
- (86) 註(38)二〇四頁。
- (87) 註(38)二〇四頁。
- (88) 註(38)二〇四頁。
- (89) 註(38)二〇四頁。
- (90) 註(38)二〇四頁。
- (91) 註(38)二〇四頁。
- (92) 註(38)二〇四頁。
- (93) 註(38)二〇四頁。
- (94) 註(38)二〇四頁。
- (95) 註(38)二〇四頁。
- (96) 註(38)二〇四頁。
- (97) 註(38)二〇四頁。
- (98) 註(38)二〇四頁。
- (99) 註(38)二〇四頁。
- (100) 註(38)二〇四頁。

- (39) 若尾政希『『太平記読み』の時代』(平凡社、一九九九年)、
二八一～二九二頁。

【付記】

本稿は、二〇一七～二〇一九年度科学研究費基盤研究(C)
「江戸考証家の古器物収集に見る歴史意識とネットワーク
に関する研究」(研究番号五〇七四九六五三)の成果の一
部である。